

## 八丈町地域おこし協力隊設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、八丈町地域おこし協力隊（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）で定める地域おこし協力隊をいう。以下「協力隊」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (身分等)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

### (隊員の要件)

第3条 隊員の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次条第1項の規定による委嘱を受ける前において、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を除く。）の区域に住所を有し、かつ、当該住所に生活の本拠を置いていること。
- (2) 次条第1項の規定による委嘱を受けた後において、直ちに本町に住所を移し、かつ、当該住所に生活の本拠を置くことができること。
- (3) 心身ともに健康な状態で、かつ、誠実に職務ができること。

### (任 用)

第4条 隊員は、資格を有する者の中から公募により選任し、町長が委嘱する。

- 2 隊員の任用期間は、1年以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、3年を上限に任用期間を更新することができる。

### (職 務)

第5条 隊員の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域ブランドや地場製品の開発、広報宣伝及び販売促進活動
- (2) 地域行事、地域の伝統芸能等への支援活動
- (3) 都市地域住民との交流活動
- (4) 移住者の受入れに係る支援活動
- (5) 地域の情報発信活動
- (6) 農林水産業、観光商工業への従事活動

(7) 地域の美化その他の環境保全活動

(8) 前各号に掲げる活動のほか、地域おこし協力活動として町長が適当と認める活動

(報酬等)

第6条 隊員の職務に対する報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年八丈町条例第1号。以下「報酬等条例」という。)別表1の規定に基づき、月額166,000円とする。

2 町長の命令により隊員が旅行した場合の旅費は、報酬等条例別表2の規定に基づくものとする。

(勤務時間)

第7条 隊員の1週間当たりの勤務時間は、29時間とする。

2 隊員の勤務時間の割振りは、別に定める。

(貸与品)

第8条 町長は、職務の遂行上必要な車両及びその他の備品を隊員へ貸与するものとする。

2 隊員が退職したときは、前項に規定する貸与品を返納しなければならない。

(その他)

第9条 隊員の所属は、企画財政課企画情報係とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

## 八丈町地域おこし協力隊設置要綱実施細目

### (目的)

第1条 この細目は、八丈町地域おこし協力隊設置要綱（平成29年1月20日課長連絡会議決定）第10条の規定に基づき、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の勤務時間等その他服務に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (勤務時間、年次有給休暇)

第2条 隊員は、1週間（日曜日から土曜日までの7日間をいう。）につき29時間勤務しなければならない。

2 隊員には、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。ただし、臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において、勤務させることができる。この場合においては、1週間に勤務しなければならない時間から当該勤務時間を減じるものとする。

3 隊員が勤務時間の全部又は一部について、研修等により通常の勤務場所以外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いときは、正規の勤務時間勤務したものとみなす。

4 隊員は、1年間につき10日の年次有給休暇を取得することができる。ただし、1日は7時間45分とし、1時間単位で取得することができる。

### (遵守事項)

第3条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 活動日以外であっても町の行事、地域の風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに所属長へ申し出ること。

### (身分証明証)

第4条 隊員は、勤務時間において常に身分証明証（別記様式第1号）を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示するものとする。

- 2 身分証明証を他人に貸与、もしくは譲渡してはならない。
- 3 身分証明証を紛失し又は損傷したときには、直ちに町長に届けなければならない。

4 身分証明証は、隊員を退いたときには、直ちに町長に返還しなければならない。

(報酬等)

第5条 隊員の報酬は、月額 166,000 円とする。

2 報酬は、当月分を毎月 15 日(土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合は、町職員に準じる。)に口座振替で支払うものとする。

3 隊員には、町が予算の範囲内において、住居、活動用車両及び活動用備品を貸与するものとする。

4 隊員の研修及び活動に要する消耗品その他の経費は、町が予算の範囲内で支給するものとする。

(日誌及び報告書)

第6条 隊員は、活動の状況を活動日誌(別記様式第2号)に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の活動日誌を添付のうえ、毎月5日までに前月分の活動内容を活動報告書(別記様式第3号)により町長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 隊員は活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか必要な事項は、隊員と協議して定めることができるものとする。

附 則

この実施細目は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

(表面)

身分証明書	
顔写真	氏名 _____
上記の者は、八丈町地域おこし協力隊員であることを証明する。	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
八丈町長	公印

(名刺サイズ)

(裏面)

注意事項

- 1 この証明証は、職務を履行するときには常に携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 2 この証明証を他人に貸与、もしくは譲渡してはならない。
- 3 この証明証を紛失し、又は損傷したときには、直ちに町長に届けなければならない。
- 4 この証明書は、隊員を退いたときには、直ちに町長に返還しなければならない。

別記様式第2号(第6条関係)

活 動 日 誌	
八丈町地域おこし協力隊 氏名 _____	
活 動 日	年 月 日 ( )
活 動 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
活 動 場 所	
協 力 者	
使用資機材	
活 動 内 容	
特 記 事 項	

(A4版)

別記様式第3号(第6条関係)

年 月 日	
活動報告書( 年 月分)	
八丈町長 殿	
八丈町地域おこし協力隊 氏名 _____	
活 動 内 容	別添 活動日誌のとおり
翌月の活動予定	
意見・要望 等	

(A4版)